

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和 3 年 8 月 1 0 日付けの保護決定通知書、同月 3 0 日付けの保護決定通知書及び同年 9 月 2 9 日付けの保護決定通知書により行った各保護変更決定処分（以下、それぞれ「本件処分 1」、「本件処分 2」、「本件処分 3」といい、併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件各処分がいずれも違法又は不当である旨を主張している。

東京都が出している生活保護運用事例集（以下「運用事例集」という。）において、収入充当を行う場合の基準について、問 7－2「充当可能な資力が現にあるかいなかに留意し、本人の了承を得なければならない。」との記載がある。請求人は処分庁に来所した際、処分庁担当者の高圧的な発言により、保護費の受取りと交換条件により書類にサインをしたが、これは自由意思による了解とは言い難い。

よって、充当に関する請求人の了解はなかったも同然と言え、収入充当は運用事例集違反であり、無効であるため、取消し願う。

第 4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6 年 2 月 2 6 日	諮問
令和 6 年 6 月 2 1 日	審議（第89回第2部会）
令和 6 年 7 月 2 6 日	審議（第90回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

(2) 職権による保護の変更

法25条2項及び同項において準用する24条4項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 収入申告義務

法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、速やかに福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとしている。

(4) 収入認定、必要経費

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第8・2（収入額の認定の原則）によれば、収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額によるとされている。

また、次官通知第 8・3・(1)・ア・(ア)は、勤労に伴う収入について、官公署、会社等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定することとし、同・(イ)は、その収入を得るための必要経費としては、同・(4)に定める基礎控除(95,000円から98,999円まで、39,000円から42,999円まで及び23,000円から26,999円までの各収入額帯に属する基礎控除額はそれぞれ23,200円、17,600円及び16,000円)のほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定することとしている。

(5) 収入の計上月

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第10・2・(7)・オによれば、保護継続中の者が新たに就労した場合であって、当該月の収入として計上することが不適當であると認める場合に限り、当該収入をその翌月の収入として計上して支給額を算定することとされている。

(6) 次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件各処分についての検討

保護継続中の者が新たに就労した場合であって、当該月の収入として計上することが不適當であると認める場合に限り、当該収入をその翌月の収入として計上して支給額を算定することとされているところ(1・(5))、処分庁は、請求人の郵便局での当月の就労収入を翌月の収入とみなして処理していたことが認められる。当該就労収入は、月の下旬に支給されているものであるところ、およそ翌月の生活の維持に活用されるものであることからすれば、当月の収入として計上することが不適當であると認められ、翌月の収入として認定したことは、局長通知に則ったものといえる。その上で、以下のとおり、本件各処分による各月の保護決定を行っている。

(1) 本件処分1について

処分庁は、請求人から提出された令和3年6月就労分(同年7月21日支給)収入申告に基づき、収入額95,480円から必要経費12,668円及び基礎控除23,200円を差し引いた59,612円を、同年8月分の収入として認定し、請求人の最低生活費である121,4

20円から収入充当額59,612円を控除した61,808円を同年8月分保護費として支給する保護変更を行ったことが認められる(本件処分1)。

(2) 本件処分2について

処分庁は、請求人から提出された令和3年7月就労分(同年8月24日支給)収入申告に基づき、収入額42,120円から必要経費12,992円及び基礎控除17,600円を差し引いた11,528円を、同年9月分の収入として認定し、請求人の最低生活費である121,420円から控除した109,892円を同年9月分保護費として支給する保護変更を行ったことが認められる(本件処分2)。

(3) 本件処分3について

処分庁は、請求人から提出された令和3年8月就労分(同年9月24日支給)収入申告に基づき、収入額24,440円から必要経費12,455円及び基礎控除16,000円を差し引き、収入を0円と認定し、同年10月分保護費を支給したことが認められる(本件処分3)。

そうすると、本件各処分は、いずれも上記1の法令等の定めに従って適正に行われたものと認められ、違法又は不当な点があるということとはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は第3のとおり主張し、処分庁が、請求人からの了承を得ることなく収入充当処理を行ったとして、本件各処分の違法性・不当性を主張していると解される。

しかしながら、運用事例集問7-2は、扶助費支給額の遡及変更を行えば生ずることとなる返納額を次回支給月以降の収入充当額として処理する場合のものであり、局長通知によれば、当該月の収入として計上することが不相当であると認める場合には、当該収入をその翌月の収入として計上して支給額を算定することとされており(1・(5))、被保護者の了承を得ることは要件とされていない。

そして、本件各処分について、いずれも違法又は不当な点がないことは上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分のいずれにも違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解

釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己